

◎技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

別紙

●＜受注者の取り組み内容＞

①週休2日に取り組む受注者（以下、「受注者」という）は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。

・対象期間中、工事現場において週休2日相当の休日を確保し、工程表に休日を明記する。

②受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し事前に発注者と協議する。

③受注者は毎月の工事履行報告書提出時において、工程表に休日取得状況（現場閉所実績）を記入し、発注者の確認を受ける。

④受注者は出来形数量提出時等に、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）について、次に掲げる書類を提示し、週休2日の達成状況を工事打合せ簿で提出する。

・工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類（勤務簿、工事日誌等）

●＜発注者の取り組み内容＞

①発注者は受注者に対して週休2日確保の取り組みに支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等に柔軟に対応する。

②発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない。

③発注者による休日率の確認は月1回程度を目安とし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

●＜休日率を確認する対象者＞

・施工体制台帳上の元請及び下請の技術者及び技能労働者を対象。

●＜休日日数の割合（休日率）の算出

①対象者ごとに、休日日数の割合（＝当該工事における休日日数／工期日数＊）を算出する。

②全対象者の「休日日数の割合（休日率）」を平均化する。

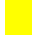
業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A 建設	●●	300	90	30.0 %	28.9 %
	■ ■	300	80	26.7 %	
	◆ ◆	300	84	28.0 %	
	▲ ▲	300	90	30.0 %	
B 建工（一次下請）	○○	200	60	30.0 %	
	□ □	200	65	32.5 %	
C 電設（二次下請）	× ×	100	25	25.0 %	
					4 週 8 休以上

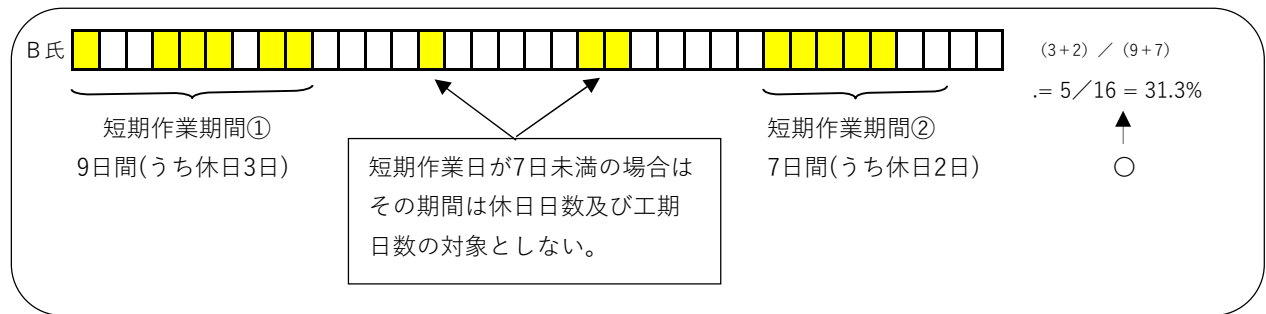
工事着手前に確認

工事完成時に確認

③非常勤（臨時）以外で短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び工期日数の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び工期日数の対象としない。

技能労働者出勤簿（例）

工期 35日
 = 出勤日



● <対象職種・確認対象期間>

①職種によっては交替要員の確保が困難な職種もありうるが、全職種、全ての技術者、技能労働者の平均での休日率で判断する。

ただし、休日率が50%以上となる技術者及び技能労働者は、当該工事に一時的に従事した者とみなし、平均休日率の算定から除外する。

②施工体制台帳上の工期のうち実働期間が分散している場合には、受発注者協議で対象期間を設定するものとする。